

報告第 3 号

専決処分の報告について

学校給食センター外構工事請負契約の一部変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第 3 号

学校給食センター外構工事請負契約の一部変更契約の締結について

平成29年第2回おいらせ町議会定例会議案第38号をもって議会の議決を経た、学校給食センター外構工事請負契約の一部を変更し、次のとおり契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第3号アの規定により、次のとおり専決処分する。

変更契約金額 1, 760, 400円の減額
（変更後の契約金額 80, 859, 600円）

平成30年 1 月 5 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎